岬町森林整備計画

計 画 期 間 自 令和 2年 4月1日 至 令和12年 3月31日

第1回変更 令和4年4月1日

岬 町

目 次

I 1	戈採	そ、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	4
	1	森林整備の現状と課題	4
:	2	森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
;	3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II \$	森材	の整備に関する事項	6
第	1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
	1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
:	2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	7
;	3	その他必要な事項	8
第	2	造林に関する事項	
	1	人工造林に関する事項	8
:	2	天然更新に関する事項	9
;	3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在1	1
	4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準1	1
!	5	その他必要な事項	1
第	3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	
	そ	-の他間伐及び保育の基準1	1
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法1	2
:	2	保育の作業種別の標準的な方法	2
;	3	その他必要な事項	3
第一	4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法14	
:	2	木材の生産機能維持増進森林の区域及び	
	<u> </u>	6該区域における森林施業の方法	5
;	3	その他必要な事項	7
第	5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項1	8
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針1	8
:	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 1	8
;	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項1	8
	4	森林経営管理制度の活用に関する事項1	8
第	6	森林施業の共同化の促進に関する事項1	8
	1	森林施業の共同化の促進に関する方針	8
:	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策1	9
;	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	9

	4	その他必要な事項 1 9
第	7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項19
	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
	1	乍業システムに関する事項······ 1 9
	2	その他必要な事項2 C
第	8	その他森林整備の方法に関し必要な事項
	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ······2 C
	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項21
	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項21
Ш	森林	ホの保護に関する事項2 1
第 1	焦	鳥獣害の防止に関する事項
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法2 1
	2	その他必要な事項2 1
第2	-	森林病害虫の駆除及び予防、
	٧	と災の予防とその他の森林の保護に関する事項
	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法
	2	鳥獣対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 2 2
	3	林野火災の予防の方法22
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項22
	5	その他必要な事項
IV	森林	木の保健機能の増進に関する事項23
	1	保健機能森林の区域23
	2	保健機能森林の区域内の森林における
	ź	き林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 ···············2 3
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項23
	4	その他必要な事項23
V	その	D他森林の整備のために必要な事項
	1	森林経営計画の作成に関する事項23
	2	生活環境の整備に関する事項24
	3	森林整備を通じた地域振興に関する事項
	4	森林の総合利用に推進に関する事項24
	5	住民参加による森林の整備に関する事項25
	6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項25
	7	その他必要な事項25

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
- 1 森林整備の現状と課題

本町は北緯34度19分、東経135度8分(役場庁舎の位置)の大阪府最南西端に位置 し、町域は東西10km、南北6kmにわたり北は大阪湾に面し、東南は和泉山脈により和 歌山県に接し、西は阪南市と隣接している。

本町の面積は 4,918ha であり、うち森林面積は 3,531ha と町域の約 72%が森林となっている。森林の内訳として、国有林面積が 112ha、民有林面積が 3,419ha あり、民有林における人工林面積は 1,287ha である。また、森林区域内では紀泉アルプス西地区の401ha および高森山地区の74ha が「大阪府立阪南・岬自然公園」に指定されている。本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動を実施している人工林帯、さらには、暖地性の広葉樹を中心とした天然性林までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観を求められ機能の多様化が進んでいる。これらも踏まえ地区別の森林整備の課題を整備すると以下のとおりである。

[淡輪地区]

林道本谷線沿はスギ、ヒノキの造林が行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

また淡輪財産区有林内には、青少年の広場(キャンプ施設等)があり、緑と自然との憩いの場として整備を進めている。

このほか、林道本谷線の奥には、本町より阪南市及び和歌山県にまたがる紀泉高原国有林が、点在し、レクリエーションの森として「紀泉高原自然休養林」に選定されており、多くのハイカ―が訪れて、自然探勝を楽しんでいる。又、国有林内には淡輪小学校の学校林(国有林の一部を借りて、ヒノキの植栽)があり、PTA、児童、緑の少年団等が森林教育の一環として植樹等学校林活動に取り組んでいる。

[深日地区]

林道棟合線と大曲線の間には新池、古池があり、景観に優れ行楽シーズンになると 地域住民のハイキングの場などに利用されている。周辺の森林は深日財産区有林で、栗 林などもあり、深日小学校の児童の野外活動の場所となっている。今後より広く町の森 林とのふれあい場として親しまれるよう整備が期待されている。

[孝子地区]

林道逢帰線沿の逢帰ダム周辺の保安林 144 h a にはスギ、ヒノキ等が植栽されており、 水源かん養機能を高度に発揮させるための適切な森林整備が望まれている。

[多奈川地区]

シイタケ栽培を行っている地区で、品質の高い原木栽培を継続するため、シイタケ原木の安定的供給が必要である。また和歌山県との境にある高森山は、大阪湾を 眼下に遠くに六甲、淡路島、四国の山脈が臨める眺望の優れたところであることから、 住民の憩いの場として遊歩道、東屋及び森林の総合利用に適した森林整備を進める必要がある。

また、さらに岬町の森林整備の特性として、府営林などの分収造林の設定面積が比較的多いことがあげられる(財産区有林を中心に176ha設定)が、生産材としての目的だけでなく、景観形成や環境保全など多様な機能の発揮など町内の森林整備のモデルとして育成することが期待される。

2 森林整備の基本方針

- (1)地域の目指すべき森林資源の姿
 - 〇水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「水源涵養機能維持森林」という。)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ 浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図 る。

〇土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林(以下、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進林」という。)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生と ともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指し て、森林の適切な維持管理を図る。

〇快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「快適環境形成機能維持増進森林」という。)

該当なし

〇保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「保健機能維持増進森林」という。)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

〇木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「木材 等生産機能維持増進森林」という。)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針(以下指針という)」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

イ 森林施業の推進方策

岬町全域地区で成熟しつつあるスギ人工林地域において、作業路網を集中的に 配置することにより、間伐を中心に計画的にかつ効率的な伐採を促進することと する。また、残されて里山林や広葉樹を中心とした自然林を保全するとともに、地 域住民の憩いの場としての整備を推進する。

多奈川地区においては、シイタケ原木の計画的な供給を推進するためクヌギ、コナラを中心とする森林施業を推進する。

孝子地区の逢帰ダム周辺では、水源かん養機能を高度に発揮させるため、長伐期 施業及び複層林施業を積極的に取り入れることとする。

ウ 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

イの森林施業の推進する上で重要となる林業労働力については、その担い手の 主体である大阪府森林組合泉州支店は現在、保育作業を中心とした体制となって いるが、今後の主伐期を迎える林分が多くまた間伐を計画的に推進するためにも、 高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制を推進するこ ととする。

また、適切な森林整備を推進していくためには、町全体の発展方向に十分留意するものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町に森林を有する町、財産区、共有山、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- 1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方針に関する指針に基づき、 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹 種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1 箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を 図る。

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア〜キに留意する。 ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標 準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木 材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、そ の方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による 場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、 及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 一定の立木材積を維持するものとし、在積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。
- キ 伐採に当たっては、上記ア〜カに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野

2 樹種別の立木の標準伐期齢

(単位:年)

			樹 種		
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
4 0	4 5	3 5	4 5	1 0	1 5

庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定める ものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためや標準伐期齢に達した時 点での森林の伐採を義務づけるものでない。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特 性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、多面的機能の 発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が 期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨 として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、 人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する 苗木の導入に努めることとする。

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町 の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往 の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール 当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層 木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、 林業普及指導員又は町の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

加えて、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導 入等により低コスト造林に努めることとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4, 000	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	中仕立て	3, 000	
ヒノキ	密仕立て	4, 000	
L / T	中仕立て	3, 000	

イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、 植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が
地称えの万法	多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏
植付けの方法	み付けを行い活着率の向上を図る。
	また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、原則として伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了する。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮 し、伐採年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、 土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更 新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺

環境等を勘案し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。 以下同じ)を次のように定める。

天然更新の対象樹種

天	然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ						
		等						
	ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等						
	択代による樹種	スギ、ヒノキ						

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準とな る本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌ ギ、コナラ類等	10, 000 本/ha	3	3, 000 本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

人然史利福切作業の標準的な月ム							
区 分	標準的な方法						
	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害さ						
地表処理	れている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等						
	を行う。						
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所に						
対面し	ついて、生育を妨げる雑草木を除去する。						
	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。な						
植込み	お、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、						
他込み	植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を						
	勘案して決定する。						
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行う						

ものとし、伐採後2~3年内に優勢なぼう芽を3本程度 残すよう芽かきを行う。

イ その他天然更新の方法 特になし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在該当なし
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。
 - (1) 更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

- 5 その他必要な事項
 - ア 多奈川地区については、シイタケ原木の持続的な供給を図る視点からクヌギ等の ぼう芽更新を推進することとする。
 - イ 本町は長い海岸線を有し沿岸漁業や栽培漁業が盛んなことから、海岸林や渓畔林 の整備にあたっては、漁業環境の向上に配慮した樹種や植栽方向の選定を行うもの とする。
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期等について次のように定める。また、本町森林計画整備区域内における間伐は、材積に係る伐採等を35%以下とし、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						
	心未冲不	(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目			
スギ	中仕立	3, 000	1 6	2 1	3 1	(40)			
^ +	密仕立	4, 000	1 6	2 0	2 4				
L 1+	中仕立	3, 000	1 8	2 3	3 5	(45)			
ヒノキ	密仕立	4,000	1 8	2 3	2 9	3 5			

間伐の標準的な方法	備	考	
・間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方			
法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案			
して林地ごとに決定する。			
・間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等			
に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2~3割程度(初			
回は3割程度)とする。			

- (注) ア. 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。
 - イ.()は長伐期大径材生産を目標とした場合。

2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。 なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法 を勘案して林地ごとに決定する。

ア 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1~2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐

下刈り終了後、3~5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月~3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
体目の性規	倒性	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	0	0	0	0	0	Δ	Δ								
ע ניג ז	ヒノキ	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ							
つる切り	スギ						0	0	0							
70A10	ヒノキ							0	0	0						
100/42	スギ									←	0	\rightarrow				
除伐	ヒノキ											←	0	\rightarrow		

(注) △は必要に応じて行う。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次(1)及び(2)のように定める。

(1)水源涵養機能維持森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源滋養機能の評価区分が高い森林等、水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保するものとし、その森林の区域について別表2に定める。また、当該森林の伐期齢の下限について樹種ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

(単位		左 ∖
(= 1.7	•	T)
(4-13		

区域	樹	種					
区以	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 クヌキ		その他広葉樹	
3~12	5 0	5 5	4 5	5 5	2 0	2 5	
17~20							
29~30							
32~36							
5 7							
71~74							

(2)山地災害防止/土壤保全機能維持增進林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機 能維持増進森林

ア 区域の設定

次の①~③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険 地区、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害 防止機能の評価区分が高い森林等とする。

② 快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

③ 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市(町)民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

イ 森林施業の方法

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により 一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確 保することとし、その森林の区域について別表2により定める。

②快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

③保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、自然景観の維持 向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特 に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は 造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。その森 林の区域について別表2により定める。また、イの①から③までに掲げる森林の区 域のうち、長伐期施業を推進すべき森林における主伐を行う伐期齢の下限につい ては、樹種別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢を定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

(単位:年)

□ 	樹	種				
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
1イ・1ロ	8 0	9 0	7 0	9 0	2 0	3 0
2						
13~14						
15イ・15						
1 6						
16イ・16						
21~28						
3 1						
37~56						
58~70						
75~78						

※上記の年数は概ねと年数を表す

2 木材の生産機能維持増進森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1)区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木 材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行う ことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別

表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分		森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持森林		3~12	1, 295
		17~20	
		29~30	
		32~36	
		5 7	
		71~74	
山地災害防止/土壌保全	山地災害防止/土壌保全機能維持増	1 🗆	2, 070
機能維持増進林、快適環境	進林	2	
形成機能維持増進森林、保		13~14	
健機能維持増進森林		15イ	
		16□	
		21~28	
		3 1	
		37~56	
		58~70	
		75~77	
	快適環境形成機能維持増進森林	該当なし	0
	保健機能維持増進森林	1イ	5 4
		15口	
		16イ	
		7 8	

木材等生産機能維持増進	木材の生産機能の維持増進を図るた	該当なし	_
森林	めの森林施業を推進すべき森林のう		
	ち、特に効率的な森林施業が可能な		
	森林		

【別表2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持森	伐期の延長を	推進すべき森林	3~12	1 2 9 4
林			17~20	
			29~30	
			32~36	
			5 7	
			71~74	
山地災害防止/土壌	長伐期施業を	推進すべき森林	1イ・1ロ	2, 125
保全機能維持増進			2	
林、快適環境形成機			13~14	
能維持増進森林、保			15イ・15ロ	
健機能維持増進森林			1 6	
			16イ・16ロ	
			21~28	
			3 1	
			37~56	
			58~70	
			75~78	
	複層林施業	複層林施業を推進すべ	該当なし	0
	を推進すべ	き森林(択伐によるも		
	き森林	のを除く)		
		択伐による複層林施業	該当なし	0
	を推進すべき森林			
	特定広葉樹の)育成を行う森林施業を	該当なし	0
	推進すべき森	林		

3 その他必要な事項特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

地域の代表者等で組織する岬町林業活性化地区推進協議会等を通じて地域の合意形成を図り、森林所有者(不在村を含む)から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者(不在村を含む)から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、 集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

また、岬町林業活性化地区推進協議会等の場を通じて地域の合意形成を進めるとともに、府や関係機関と連携して、森林施業の集約化に取り組む者に対して必要な情報提供や助言等を行う。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、 府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、従事者に対する林業技術研修 や労働安全衛生の確保等を進め、就労条件の改善と新規就労者の育成確保を図る。

また、川上と川中、川下の関係者との連携を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の活性化を図る。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に 定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林は専従従事者がなく、森林所有者は5ha未満の小規模所有者であり森林施業を計画的、重点的に行うため町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落又は各財産区・共有山の持ち主等にリーダーを配置し、リーダー単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、リーダー単位での森林施業委託を図っていくことする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、従事者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画 的に実施し良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理 的な林業経営を推進する必要がある。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 地域の合意形成の基に、森林組合が作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理 に努めることとする。
- 4 その他必要な事項特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - -1 路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
다.(조선11k /1 F° 00°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
中傾斜地(15°~30°)	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
志順耕地(30 ~35)	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

-2 計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備 等推進区域)

該当なし

(2) 作業路網の整備及び維持管理に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整121整第602号林野庁長官通知)を基本として、大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

② 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置(林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ 年の計画 箇所	対図番 号	備考
拡張	自動車 道	林道	8 林班 2 小班	本谷線	3, 100m	298 h a		1	
計					3, 100m	298 h a			

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設にあたっては、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、 基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から 森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本 として、大阪府が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

② その他必要な事項

特になし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理にあたっては、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

2 その他必要な事項

特になし。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、 林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターに協力して、新規就労 の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める等、林業従事者の養成、確保を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状(参考)	将来
		バックホウ(道開設)
伐倒	チェーンソー(伐倒・造材)	↓ チェーンソー(伐倒)
↓ ↓	↓	↓
↓ 集材	グラップル(集材)	↓ グラップル(集材)
J. 11.	↓	↓
搬出 ↓ ↓	フォワーダ(搬出) ↓ ↓	フォワーダ(搬出) ↓
運搬	トラック(運搬)	トラック(運搬)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、 いずれも小規模で流通加工、コストの低減が課題である。

また、規模の拡大も余り望めない現状である。

このため、木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間 伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

特用林産物のうち、シイタケについては多奈川東畑、西畑地区において生産が積極的に行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。 今後については原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1)区域の設定 該当無し
- (2) 鳥獣害の防止の方法 該当無し
- 2 その他必要な事項 該当無し

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、森林病害虫のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行う。

今後予想されるナラ枯れ被害については、現況調査を強化するなど適切な措置を行うと共に、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2)その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林 病害虫等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくと ともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病害虫等による被害の未然防止と被害の軽 減に努める。

2 鳥獣対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れよる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する 注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連係強化と初期消火機材の配置 等により林野火災の予防と初期消火に努める。

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 特になし。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林特になし。
 - (2) その他

特になし。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林0	の所在		森林の林種別面積(ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
1イ		54. 7	8. 92	39. 90	6. 62	0	0	
15口								
16イ								
7 8								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する 事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、 国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の 保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等が行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、利用者の意向や地域の 実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の 適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情 や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確 保等に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1) 路網の整備の状況その他の地域実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林班	区域面積(ha)
岬町	1~79	3, 419

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画要図に図示することをもって代えることができる。

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア. Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植 栽

該当なし。

イ. Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ. Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び Ⅱの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等におい ては、本整備計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

エ. Ⅲの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病害虫被害の未然防止と被害の軽減、被害発生 地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能 の高度な発揮を促すよう措置する。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

岬町には、4つの漁協があり、近年漁獲量は少なくなっているが、森林の整備は水産 資源のかん養と密接な係わりがあると考えられることから、今後このような視点から の森林の保全整備や「やま」と「うみ」の交流及び協力関係の構築等が求められる。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

淡輪地区本谷線沿いは、森林とのふれあいの場(青少年の森)として整備されている。 そこで景観を維持向上するために広葉樹の植栽、不良木の除去とともにキャンプ場、遊 歩道、自然歩道等の整備を進めることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

淡輪地区には、本町が取り組んでいる記念の森があり、毎年住民に呼び掛け記念植栽を行ってきたところですが、これからは岬町全体を考えた森林整備を、町内住民や青少年を中心に自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林づくりへの直接参加を呼び掛け、普及・啓発に努めるものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限 に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な 管理を行う。

